

◆事業所得は経費などをまとめましょう

営業収入や農業収入の申告をする場合、収入金額を把握することはもちろんですが、必要経費を項目ごとにまとめることでスムーズに申告書が作成できます。下記を参考にまとめてください。

◎営業所得

《収入》

- ・売上
- ・雑収入（雇用調整助成金、事業復活支援金、町雇用維持等事業所支援給付金等）など

《経費》

- ・仕入金
- ・給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料
- ・租税公課費、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、新聞代（専門紙・業界紙）、雑費など
- ・専従者控除（従事期間が6ヶ月を超える場合のみ）

※事務所と自宅を兼用していて電気料や電話料などを合算して支払いしている場合、その使用割合に応じて按分し、営業分の経費を計算します。

※白色申告の場合、取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の償却資産は、使用を開始した年に全額経費にできます。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の場合は3年間で3分の1ずつ経費にできますが、20万円以上のものは原則として減価償却費となります。（青色申告の場合は取り扱いが異なります。）

※専従者控除を受けた場合、配偶者（特別）控除や扶養控除を受けられなくなります。

◎農業所得（自家消費分のみの申告は受け付けしません）

《収入》

- ・米や野菜、家畜などの販売金
- ・雑収入（持続化給付金、町水稻農家支援肥料高騰対策特別給付金等）など

※自家消費分や親戚への贈答分は、その金額を見積り、収入に計上します。

《経費》

<共通>

- ・租税公課費（農業用車両の税金、固定資産税など）、減価償却費、修繕費、光熱費、農業共済掛金、委託料、雑費など

<米作・畑作関係>

- ・種苗費、肥料費、農薬費、農具費、諸材料費など

<畜産関係>

- ・畜産費、肥料費、飼料費、衛生費（診療費・剖蹄代）など

※JA情報マネージメントをお持ちの場合、項目ごとに合計額が記載されていますので参考にしてください。

※自家用と農業で兼用している車両の燃料費や電気料などは、その使用割合に応じて按分し農業分の経費を計算します。

※10万円以上で購入した農業用車両や農機具は、原則として減価償却費の対象となります。

原油価格及び物価高騰に係る給付金等は申告が必要です

原油価格及び物価高騰に関連して国や町などからの給付金のうち、事業の収入が減少したことに対する補償や支払資金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給されるものなどは、課税対象となりますので、収入に計上してください。

（例）持続化給付金、雇用調整助成金、町水稻農家支援肥料高騰対策特別給付金など

◆公共事業の補償に伴う所得がある方は申告が必要です

県や町などの公共事業の補償に伴う所得は、主に「譲渡所得」と「一時所得」の2種類があります。

◎譲渡所得となるもの

「対価補償金」（収用等の目的で、資産の対価として支払われた補償金）として扱われるものは、「譲渡所得」となります。

- ・土地譲渡等の買い取り補償金
- ・建物などの移転補償金（取り壊した場合）
- ・工作物の移転補償金（除去した場合）
- ・立竹木補償金（伐採、除去した場合）

◎一時所得となるもの

建物・工作物・庭木などの移転（移植）補償金は、「移転補償金」として扱われます。

交付の目的にしたがって移転（移植）などに充てた金額は課税されませんが、受け取った補償額より実際にかかった費用が少なかった場合は、残金が「一時所得」として扱われ、課税の対象になります。

・動産移転補償金

- ・移転雑費補償金
- ・建物などの移転補償金（移転した場合）
- ・工作物の移転補償金（移転した場合）
- ・立竹木補償金（移植した場合）

《申告に必要な書類》

①5,000万円の特別控除の場合

- ・収用証明書
- ・公共事業用資産の買取り等の申出証明書
- ・公共事業用資産の買取り等の証明書

②代替資産の買い替えの特例の場合

- ・代替資産の取得を証する「登記事項証明書」など
- ・代替資産の取得価額を明らかにする「誓約書」
- ・領收証

《申告に必要な書類》

- ・収用証明書
- ・工事請負契約書または家屋（敷地）の売買契約書
- ・経費の領收証

◆パソコンやスマートフォンなどから確定申告書の作成・提出ができます

パソコンやスマートフォンを使える環境があり、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自宅などから申告できるe-Taxをご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができ、計算誤りがありません。また、作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できます。

令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマートフォンでも操作しやすくなり、スマートフォンでの申告がますます便利になっています。さらに、マイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。

マイナポータル連携の確定申告に関する情報については、国税庁ホームページ「確定申告特集」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご覧ください。

「書かない確定申告 マイナンバーカードでe-Tax」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)



「確定申告書はマイナポータル連携で自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/02.pdf)



e-Taxは、自宅等から24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

国税庁「確定申告書作成コーナー」はこちら

